## 標準文書保存期間基準(第三管区海上保安本部東京湾海上交通センター企画課)

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
個人	人又は法人の権利義務	の得喪及びその経緯				
1	個人の権利義務の得 喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	<ul><li>審査案</li><li>理由</li></ul>	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書	- 録取書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書 ③裁決書又は決定書		る特定日以後 10年 	
		者とする訴訟の提起その	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	10年	廃棄、ただし、以 下について移管や ・法令の解立、 の後の政策立等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
2	法人の権利義務の得 喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要 な経緯	許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	<ul><li>審査案</li><li>理由</li></ul>	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	
		(2)不利益処分に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		③不服申立てに関する審 議会等における検討その 他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	・不服申立書 ・録取書	される日に係	以下について移管 ・法令の解釈やそ
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	・弁明書 ・反論書 ・意見書	10年	の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書		100
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な	①訴訟の提起に関する文書	· 訴状 · 期日呼出状	る日に係る特	大 廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
		経緯	②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証		
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
その	他の事項					
		討その他の重要な経緯	①立案の検討に関する調査研究文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	廃棄
		(1の項から2の項までに掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案		
4	文書の管理等に関す る事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	以下について移管 ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳 簿	• 受付簿	5年	
			③決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿	20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措 置と定めた文	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。)	・移管・廃棄簿	書については 30年)	
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	5年	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置			
5	契約に関する事項		契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・仕様書案・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	廃棄			
東京	京湾海上交通センター企画課の所掌に係る事務								
6	所の所掌事務に関す る総合調整に関する 事項		所の所掌事務に関する総合調整に関する文書	・センター達	10年	廃棄			
7	所内の管理に関する 事項	所内の管理に関すること	所内の管理に関する文書	・所内の使用・管理に関すること	5年	廃棄			
8	総務に関すること事 項	(1) 所長の官印及びセンター印の管理に関すること。	所長の官印及びセンター印の管理に関する文書	· 公印関係文書	5年	廃棄			
		(2) 公文書類の受付、 発送及び審査に関するこ と	公文書類の受付、発送及び審査に関する文書 る文書	· 文書管理 · 行政文書監査	5年				
		(3) 広報に関すること	広報に関する文書	· 広報掲載立案文書 · 広報掲載依頼文書 · 広報資料	3年				
		(4) 官用車の保守管理 に関すること	官用車の保守管理に関する文書	・官用車保守管理	3年				
		(5) 災害に関すること	災害対応に関する文書	・災害関連文書	5年				
		(6) 監察に関すること	監察に関する文書	・監察・事故防止・非違非行防止文書	5年				
9	人事に関する事項	(1) 職員の服務、人事 に関すること	職員の服務、人事に関する文書	・人事異動関係 ・退職者関係 ・再任用関係 ・服務関係 ・公務員倫理関係 ・身分証明書申請、返納関係	5年	廃棄			
		(2) 研修・検定及び試験に関すること	研修・検定及び試験に関する文書	・免許検定関係 ・研修関係 ・学生募集関係 ・部内試験関係	3年				
		(3) 表彰に関すること	表彰に関する文書	表彰上申文書	3年				
		(4) 職員の勤務時間、 給与に関すること	職員の勤務時間、休暇、給与に関する こと	・勤務時間関係 ・出勤簿関係 ・給与、手当関係 ・年末調整(被扶養者申告書)	5年				

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
10	厚生に関する事項	(1)厚生に関すること	厚生に関する文書	· 公務·通勤災害関係 · 指導区分関係 · 指名通知関係 · 定期健康診断関係 · 宿舎関係	5年	廃棄
		(2) 共済に関すること	共済に関する文書	・共済組合員証関係 ・給付金関係	3年	
11	経理に関する事項	(1) 旅費(職務旅費に 関するものを除く) に関 すること	旅費(職務旅費に関するものを除く) に 関する文書	・旅費関係 ・会計監査関係	5年	廃棄
		(2)国有財産の管理に 関すること	①国有財産の管理に関する文書	・国有財産管理台帳(副本)	常用 (無期限)	廃棄
			②施設の新設・改修・修繕・使用等に 関する文書	・調査関係 ・施設関係	5年	
12	補給に関する事項	物品供用官の事務に関す ること	物品供用官の事務に関する文書	・物品管理関係 ・検査関系	5年	廃棄
13	情報保全に関する事 項	情報保全の管理に関すること	情報保全の管理に関する文書	・関係機関との安全連携施策等に関する企画・調整関系 ・情報の管理及び安全確保関系 ・行政情報システム等の管理関係(技術課の所掌に 属するものを除く)	5年	廃棄
14	他の課に属さない 属さない事項	他の課に属さないこと	他の課に属さない文書	・警備救難関係書類	1年未満	
15	所掌事務に関する事 項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の容観的な正確性の観点から決決に適さな段でで成しましたの。 意思決定に与える影響しない ものと、製験でしていると判断される文書		1年未満	廃棄

## 標準文書保存期間基準(第三管区海上保安本部東京湾海上交通センター技術課)

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
個人	又は法人の権利義務	の得喪及びその経緯				
1	個人の権利義務の得 喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	<ul><li>・審査案</li><li>・理由</li></ul>	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	・録取書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	<ul><li>・ 反論書</li><li>・ 意見書</li></ul>	10年	
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書		
		者とする訴訟の提起その	①訴訟の提起に関する文書	· 訴状 · 期日呼出状	10年	廃棄、ただし、以 下について移管
		他の訴訟に関する重要な 経緯	②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証		・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
			③判決書文は和解調書	・判決書 ・和解調書		

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
2	法人の権利義務の得喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案 ・理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	・不服申立書 ・録取書	の他の処分が される日に係	・ 廃棄、ただし、 ・ 廃棄、ただし、 ・ 以い、 ・ はの解析の ・ はのの ・ の後の ・ できる。 ・ できる。
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	· 反論書 - 意見書	10年	
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書		
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	る日に係る特	廃棄、ただし、以 下について移管
	他の訴訟に関する重要 経緯		②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	0  : 	・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
その	の他の事項					
3		の経緯 討その他の重要な経緯 (1の頂から2の頂まで	①立案の検討に関する調査研究文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング		廃棄
			②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案		

					/n <del>/-</del>	/D ++ +1188 44 -> n+
	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
4	文書の管理等に関す る事項	文書の管理等 	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	以下について移管 ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳 簿	· 受付簿	5年	
			③決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿	20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措 置と定めた文	
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。)	・移管・廃棄簿	書については 30年)	
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファ イル等の廃棄の記録		5年	
5	契約に関する事項		契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	廃棄
技術	<b>言課の所掌に係る事務</b>					
6		通信施設の保守及び運用	海交センターの使用する通信施設の保 守及び運用に関する文書	・無線局申請	常用(無期限)	廃棄
7	航路標識及びその付 属施設の保守及び運 用に関する事項	航路標識及びその付属施設の保守及び運用に関すること		<ul><li>・航路標識の重要度区分</li><li>・航路標識保守</li><li>・航路標識設置・廃止・現状変更</li><li>・航路標識の改良改修要求</li><li>・予備品及び測定機器保有状況報告</li></ul>	5年	廃棄
			②灯台見回り船の運用に関する文章 (3)法令・規則・通達に関する文章	・運用計画電報(派遣依頼・行動指令) ・法令・規則・通達関係(技術課所掌分)	· 30年	
				・本中・呪則・迪廷関係(技術誄所孝介 <i>)</i> 	30年	
8		よる気象の観測及びその	航路標識の附属の設備による気象の観測の設備に関する文章	· 気象機器整備計画	5年	廃棄

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
9	所掌事務に関する事項共通		①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さななで作成しまりまの。 意思決定に与える影響しないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書		1年未満	廃棄

## 標準文書保存期間基準( 第三管区海上保安本部 東京湾海上交通センター 安全計画課 )

					/n <del>/-</del>	
	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時     の措置
個。	人又は法人の権利義務					
1	個人の権利義務の得 喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書	<ul><li>審查案</li><li>理由</li></ul>	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄
			①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	· 錄取書 · 弁明書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書		もの
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面	10年	廃棄、ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
				・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証		
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		_
2	法人の権利義務の得 喪及びその経緯	(1)許認可等に関する重要 な経緯	許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	<ul><li>・審査案</li><li>・理由</li></ul>	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
		(2)不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄
		(3)不服申立てに関する審 議会等における検討その 他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	・不服申立書 ・録取書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、 以下について移管 ・法令の解釈やそ
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	<ul><li>・弁明書</li><li>・反論書</li><li>・意見書</li></ul>	10年	の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書		
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な	①訴訟の提起に関する文書	· 訴状 · 期日呼出状	る日に係る特	廃棄、ただし、以 下について移管 ・法令の解釈やそ
		経緯	②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証	·····································	の後の政策立案等 に大きな影響を与 えた事件に関する もの
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書		
その	)他の事項					
3	通達の制定又は改廃 及びその経緯	訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯 (1の項から2の項まで	①立案の検討に関する調査研究文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	廃棄
		に掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案		
4	文書の管理等に関す る事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	常用(無期限)	以下について移管 ・移管・廃棄簿
			②取得した文書の管理を行うための帳 簿	・受付簿	5年 20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措 置と定めた文	
			③決裁文書の管理を行うための帳簿	- 決裁簿		
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。)	・移管・廃棄簿	書については 30年)	
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファ イル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	5年	

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存期間	保存期間終了時 の措置
5	契約に関する事項		契約に係る決裁文書及びその他契約に 至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年	廃棄
安全	計画課の所掌に係る	事務				
6	航法及び船舶交通に 関する関すること	海上交通及び港則に関す る制度の普及に関するこ と。	①一般船舶、旅客船の安全対策に関する文書 ②公益法人に関する文書 ③海難防止対策に関する文書	・安全対策にかかる通知、報告 ・安全思索に関する文書 ・各種委員会開催に係る文書 ・海難防止に関する通知	5年	廃棄
7	港則に関すること。	港則法の運用の実施に関すること。	①港則法関係告示・公示 ②港内の交通体系に関する検討 ③台風・津波等対策に関する文書	・港則法運用に係る告示・通達 ・港長例規に係る通知	10年	廃棄
		港則法に基づく業務に関 する統計に関すること。	港務統計に関する文書	• 港務統計資料	5年	廃棄
8	船舶交通がふくそう する海域における船 舶交通の安全の確保 に関すること。	海上交通安全法の運用の 実施に関すること。	①海上交通安全法に基づく許認可制度 に関する指導 ②緊急船舶指定に関する文書 ③進路警戒船等指定に関する文書	・海上交通安全法運用に係る通達 ・緊急船舶の指定、指定証交付・返納	10年	廃棄
			工事作業許可、工事作業届、工事作業 通知、工事作業の許可に係る協議に関 する文書	・工事に係る協議	許可の効力が 消滅する日に 係る特定日以 後5年	廃棄
9			①海上交通センター等の体制の資料 ②準ふくそう、一般海域のAIS業務の強 化に関する文書 ③運用管制官等の育成強化に関する文 書 ④海上交通センター運用管制官の研 修・資格認定に関する文書 ⑤運用管制官の原簿管理及び表彰制度 に関する文書 ⑥運用管制官の監査制度の検討に関する文書	・運用管制業務実施要領 ・資格認定審査・上申 ・研修実施報告 ・認定記録票	3年	廃棄
		より収集された船舶交通	船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う航法に関する指導に関する文書	<ul><li>・海上交通センター運用管制業務実施要領及びこれに基づく報告</li><li>・船舶通航信号所業務実施要領及びこれに基づく報告</li><li>・特異事例報告書</li></ul>	5年	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置
0 人事に関する事項	職員の勤務時間に関すること	職員の勤務時間、休暇、給与に関すること	· 勤務時間関係 · 出勤簿関係	5年	廃棄
1 所掌事務に関する事項共通		①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観 点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階で作成したない ものとして、長期間の保存を要しない と判断される文書		1年未満	廃棄

## 標準文書保存期間基準( 第三管区海上保安本部 東京湾海上交通センター 運用管制官 )

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置		
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯								
1	喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	· 審査案 · 理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年	廃棄		
			不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	· 処分案 · 理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄		
		議会等における検討その 他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書 ②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程	・録取書 ・弁明書 ・反論書	の他の処分が される日に係	廃棄、ただし、以下について移管・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する		
			が記録された文書 ③裁決書又は決定書	・意見書 ・裁決・決定書				
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書 ②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・訴状 ・期日呼出状 ・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証		廃棄、ただし、以 下にないて移いで ・法令の解析立 の後の政策で に大き また事件に関する もの		
			③判決書文は和解調書	・判決書 ・和解調書				
2	喪及びその経緯		許認可等をするための決裁文書その他 許認可等に至る過程が記録された文書	・審査案・理由	許認可等の効 力が消滅する 日に係る特定 日以後5年			
		(2)不利益処分に関する重 要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その 他当該処分に至る過程が記録された文 書	・処分案 ・理由	処分がされる 日に係る特定 日以後5年	廃棄		

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置		
		(3)不服申立てに関する審 議会等における検討その 他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立 てにおける陳述の内容を録取した文書	·不服申立書 ·録取書	の他の処分が される日に係 る特定日以後 10年	廃棄、ただし、 以下について移管 ・法令の解釈やそ の後の政策立警 に大きな影響を与 えた事件に関する もの		
			②裁決、決定その他の処分をするため の決裁文書その他当該処分に至る過程 が記録された文書	・弁明書 ・反論書 ・意見書				
			③裁決書又は決定書	・裁決・決定書				
		(4)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯		・訴状 ・期日呼出状	る日に係る特 …一定日以後10年	廃棄、ただし、以下について移管・法令の解策できるの解策立案をの の後の政策立響を与 た事件に関する		
			②訴訟における主張又は立証に関する 文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論・証人等調書 ・書証				
			③判決書又は和解調書	・判決書 ・和解調書				
その	その他の事項							
3	及びその経緯 討その他の (1の項か	訓令及び通達の立案の検 討その他の重要な経緯 (1の項から2の項まで	①立案の検討に関する調査研究文書	・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	廃棄		
		に掲げるものを除く。)	②制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案				
4	文書の管理等に関す る事項	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に 保存すべき行政文書	・行政文書ファイル管理簿	限)	以下について移管 ・移管・廃棄簿		
			②取得した文書の管理を行うための帳 簿	• 受付簿	5年			
			③決裁文書の管理を行うための帳簿	・決裁簿	20年(保存期 間満了時の措 置を廃棄の措 置と定めた文			
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄 の状況が記録された帳簿(⑤に掲げる ものを除く。)	・移管・廃棄簿	書については 30年)			
			⑤第21条第4項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録	・廃棄の記録	5年			

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間終了時 の措置			
5	契約に関する事項		契約に係る決裁文書及びその他契約に  至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了す る日に係る特 定日以後5年				
運	運用管制官の所掌に係る事務								
6	人事に関する事項	職員の勤務時間に関すること	職員の勤務時間、休暇、給与に関すること	· 勤務時間関係 · 出勤簿関係 · 当直班編成関連	5年	廃棄			
7	所掌事務に関する事 項共通	全業務共通	①別途、正本・原本が管理されている 業務文書の写し ②定型的・日常的な業務連絡、日程表 等 ③出版物や公表物を編集した文書 ④海上保安庁の所掌事務に関する事実 関係の問合せへの対応 ⑤明白な誤り等の客観的な正確性の観 点から利用に適さなくなった文書 ⑥意思決定の途中段階でる影響したい ものとして、長期間の保存を要しない と判断される文書		1年未満	廃棄			